

Ⅰ 救済範囲の拡大

Ⅰ-1 取消訴訟の原告適格の拡大

●関連条文●

(原告適格)

第9条① 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるときは法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

② 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

●要点●

取消訴訟の原告適格を実質的に拡大するため、行政処分の相手方以外の第三者について、原告適格の有無を判断する場合の解釈指針として、以下のような必要的考慮事項が法定された。

すなわち、「法律上の利益」の有無について、当該処分・裁決の根拠法令の文言のみによることなく（＝全体的解釈指針）、①根拠法令の趣旨および

び目的、②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質、の2つの要素を考慮し、③①を考慮する場合には根拠法令と目的を共通にする関係法令の趣旨および目的を参酌し、④②を考慮する場合には当該処分が根拠法令に違反した場合に害されることとなる利益の内容及び性質、害される態様および程度を勘案する、と定められた。

●解説●

1 問題の概観

昭和37年法の立法者意思を示す杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」では、行政事件訴訟法9条について、「本条は、処分の取消しの訴え（第3条第2項）および裁決の取消しの訴え（第3条第3項）がともに主観訴訟として訴えの利益がある限り認められるものになること、原告となりうる者は必ずしも処分又は裁決の相手方に限られず、取消しを求めるときは法律上の利益を有すれば足りること並びにこれらの取消訴訟がこの点において民衆訴訟、機関訴訟と異なる性質および目的をもつものであることを明らかにした規定である。」と記されている（法曹時報15巻3号63頁）。これを読む限り、行政事件訴訟法9条は、主観訴訟としての取消訴訟について当然の内容を定めるものであり、「権利」侵害ではなく「利益」で足りることや、行政処分の直接の相手方以外の第三者でも取消訴訟を提起することが可能であることなど、取消訴訟の入り口を狭める高いハードルとして問題になるものとは思えない。また、「法律上の利益を有する者」という同条の抽象的な規定ぶりも、個別の訴訟案件ごとにその有無が判断されるという事柄の性質上、特に問題がないようにも見える。

しかし、今回の行政訴訟改革において、取消訴訟の原告適格を定める行政事件訴訟法9条の取扱いは、最大の争点という様相を示した。すなわち、昭和37年法の運用上、取消訴訟の原告適格の狭小な解釈により、取消訴訟を提起した原告が訴訟の入り口で裁判所に「門前払い」されることが多く、このことが行政事件訴訟の機能不全の大きな要因であるということが広く

認識されており、原告適格を拡大するために行政事件訴訟法9条をどのように改正するのか、今回の行政訴訟改革の帰趨を左右する核心となったのである。

昭和37年法の立法者意思において、必ずしも重大な論点として認識されていた行政事件訴訟法9条の「法律上の利益を有する者」という文言をめぐる、これほどの議論が生じた理由は、行政上の法律関係における現代型の紛争において、原告適格の有無が重要な問題となり、ひいては、行政事件訴訟が果たすべき社会的役割にまでつながる問題となったこと、そして、消費者・環境・開発計画など公法領域における現代型紛争に直面した最高裁判所の判例が、学説の多数から理論的批判を受けることになること、厳格な解釈を示し、比較法的に見て異常なまでに狭小な解釈を定着させたことにある。

2 原告適格が問題となるパターン

取消訴訟の原告適格が、行政事件訴訟法の解釈論上問題とされる局面には、一定のパターンがある。行政処分 of 直接の相手方（名宛人）は、当該処分による法律上の効果を直接受けるものであり、処分の取消しを求めるとき「法律上の利益」を有することにつき解釈論上の問題が生じることは少ない。「法律上の利益」の有無が争われる典型は、行政処分の名宛人以外の第三者が、当該処分の取消しを求めると「側面攻撃」パターン）である。

取消訴訟の原告適格の狭小さ・厳格さが問題とされたのは、上記のパターンにおける行政事件訴訟法9条の判例法上の解釈についてである。改めて現代の行政活動のあり方を考えてみると、行政処分は、多数の国民の利害に何がしかの影響を与える場合が多い。現代の公法領域で、行政処分は、多様かつ多数の関係者の利害調整システムそのものである。行政上の法律関係は、行政庁と処分の名宛人の法的関係のみに収斂されるのではなく、行政処分が法律に基づいて正しく行われることによって何らかの「利益」を確保することができるはずの第三者たる国民が広く存在していることに

なる。たとえば、高層ビルの総合設計許可について、日照や生活環境が阻害されると考えた周辺住民は、取消訴訟を提起してその違法性を争い、許可処分を取り消すことができれば、結果として自分の利益を守ることが可能になる。原告適格の問題は、このような第三人たる国民のうち、どの範囲の人に取消訴訟の提起を可とするのか、その線引きの基準を設定することと考えることができる。

3 法律上保護された利益説と法律上保護に値する利益説

昭和37年法の下で、取消訴訟の原告適格を画する「法律上の利益」の解釈では、④法律上保護された利益説、⑤法律上保護に値する利益説、が対立していた。

④説は、通説・判例であり、「法律上の利益」を、当該処分の根拠法令が保護している利益と解釈する。④説は、原告適格の判定を、行政処分の根拠となる法令の解釈に帰着させる説（法的保護利益説）である。これに対して、⑤説は、取消訴訟を利用して救済することが望ましいと考えられる者について、原告適格を肯定する立場である。⑤説は、④説が個々の実定法の解釈のみによって結論を導くことを批判し、「事実上の利益」であっても、裁判的救済を与える実質が認められれば、原告適格を肯定する。

④説は、行政処分の名宛人以外の第三者の原告適格を判定する場合、その第三者が主張している被侵害利益が、当該処分の根拠法令において、行政庁が当該処分を行う場合の処分要件（考慮要素）としていると読み取れるか、という「解釈技法」を用いている（園部逸夫『裁判行政法講話』（日本評論社・1988年）165頁）。法律上保護された利益説は、「処分要件説」と呼べるのである（塩野宏『行政法II（第3版）』（有斐閣・2004年）114頁）。

その上で、判例法は、処分の名宛人以外の第三者が処分の取消しについても利益について、実定法令上、一般的公益の一部として保護されているだけでは足らず、個々人の個別的利益として保護されていると解釈される場合に、原告適格を肯定する。判例法の立場は、根拠法令上、行政処分の要件（考慮要素）として、抽象的・一般的な不特定多数者の公益がある

のみでは不可で、第三者たる原告個々人の個別的利益と解釈できることが必要というものであった。

⇒新潟空港訴訟判決（⇒47頁）より。「処分の取消しを求めるとき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者であるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつぱら一般の公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を合むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当た」る。

このような判例法では、取消訴訟の原告適格の範囲を画する「法律上の利益」の有無は、行政処分に際して考慮される要素が、公益か私益か、あるいは、一般的保護利益か個別的保護利益か、という境界設定によることになる。しかし、公益か私益か、一般的か個別的か、という線引きは、実定法令上の手掛かりが見いだし難い極めて相対的なものであるし、そもそも行政法令の立法者は、このような線引きを意図しないで立法する場合は通常である。その一方で、判例法は、この相対的な線引きについて、個人の個別的利益と解釈する範囲を狭めるかたちで解釈していた。このことが、現代型紛争において、取消訴訟の原告適格の範囲が、比較法的に見て異常なまでに狭く、行政訴訟が現代社会において健全に機能することを著しく妨げる要因となったのである。

4 昭和37年法における判例法

判例法は、取消訴訟の原告適格について、次のような展開を示していた。最高裁は、原告適格について、係争処分の根拠法令の解釈により「法律上の保護する利益」を画するという立場を明らかにする（最判昭和37年1月19日民集16巻1号57頁。公衆浴場の営業許可につき、既存業者の原告適格を、距離制限規定の趣旨の解釈により肯定）。その後、昭和53年の主婦連ジュース訴訟判決

（⇒36頁）、昭和57年の長沼ナイキ基地訴訟判決（最判昭和57年9月9日民集36巻9号1679頁）において、当該処分の根拠法令が、処分の名宛人以外の第三者の利益について、一般の公益にとどまらない個々人の個別的利益として保護しているかどうか解釈する、という判断枠組みが固められる。結果として、主婦連ジュース訴訟判決では、一般消費者の利益は、公益の保護の結果として生じる「反射的な利益ないし事実上の利益」にすぎないとして、「法律上の利益」でないといわれる一方、長沼ナイキ基地訴訟判決では、保安林指定解除によって洪水緩和や濁水予防の点で直接影響を受ける者には「法律上の利益」があるとされた。

これ以降、判例による「法律上の利益」の解釈は、昭和60年の伊達火力発電所訴訟判決、平成元年の新潟空港訴訟判決、平成4年の高速増殖炉もんじゅ訴訟判決、の順に、その柔軟性を増すようになる。これらの「3判決」については、新法9条2項の内容に大きな影響を与えたものとして、別途解説する（⇒46頁）が、これらにより、判例法は、法律上保護された利益説によりつつ、「法律」の範囲を拡大したり、被害の性格を考慮したりするかたちで、その判断をやや緩和する傾向を示していた。その後も、急傾斜地のマンション建設に係る都市計画法上の開発許可について、がけ崩れ等により生命・身体等に直接的な被害を受けることが想定される範囲の住民（最判平成9年1月28日民集51巻1号250頁）、建築基準法上の総合設計許可について、総合設計許可に係る建築物の倒壊・炎上等により直接的な被害を受けることが予測される範囲の建物の居住者・所有者（最判平成14年1月22日民集56巻1号46頁）、同様の事例につき建築物により日照を阻害される周辺の建物の居住者（最判平成14年3月28日民集56巻3号613頁）に、それぞれ「法律上の利益」を肯定している。

しかし、判例の基本的な思考枠組みが変わったわけではなく、処分により影響を受ける者の範囲が不特定の場合について、原告適格は否定されている（鉄道利用者について最判平成元年4月13日判時1313号121頁、遺跡の研究者について最判平成元年6月20日判時1334号201頁）。最近も、環状6号線道路拡幅事業認可処分の取消訴訟では、事業地周辺地域に居住・通勤・通学していても、

当該都市計画事業地内の不動産につき権利を有しない者について、原告適格を否定した（最判平成11年11月25日判時1698号66頁）。また、条例による風俗営業制限地域における風俗営業（パチンコ屋）許可処分について、同じ制限地域内に居住する者の原告適格を否定し（最判平成10年12月17日民集52巻9号1821頁）、墓地の経営許可について、墓地から300メートルのエリア内の居住者について原告適格を否定した（最判平成12年3月17日判時1708号62頁）。これらの判例からは、当該処分につき生命・身体や財産の安全が係わらない場合に、原告適格を拡大しないという姿勢がうかがわれる。

判例法によれば、消費者保護行政について消費者団体が争えない、開発行政について地域環境への侵害を主張しても簡単には争えない。このような原告適格の狭隘さは、日本の取消訴訟の社会的機能を低下させ、比較法的にも異常な状態を生み出している。従前の判例法における（旧）行訴法9条の解釈は、取消訴訟制度の適正な運営の障害となり、本来は紛争として熟した事例について国民の権利利益の実効的救済を妨げているのではないか。この疑問に立法的解決を与えるものが、今回の法改正ということができる。

判例1 主婦連ジュース訴訟判決（最判昭和53・3・14民集32巻2号211頁）

果汁飲料の表示方法に関する公正競争規約の認定処分につき消費者が争った事例（行政不服申立てである）において、消費者の当事者適格が問題とされたもの。最高裁は、次のように判示して、消費者の当事者適格を否定した。

「景表法の規定により一般消費者が受ける利益は、公正取引委員会による同法の適正な運用によって実現されるべき公益の保護を通じて国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的利益、換言すれば、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であって、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法規により保障される法律上保護された利益とはいえないものである。もとより、一般消費者といたっても、個々の消費者を離れて存在するものではないが、景表法上かかる個々の消費者の利益は、同法の規定

が目的とする公益の保護を通じその結果として保護されるべきもの、換言すれば、公益に完全に包摂されるような性質のものにすぎないと解すべきである。」

この判決は、「法律上の利益」の解釈について、行政法令が単に公益として保護するものでは足りず、行政法令上個々人の個別的利益として保護される必要があるというテーゼを示した。その結果、消費者保護の法的仕組みである食品表示規制について、消費者・消費者団体が不服を申し立てたところ、法は個人的利益を保護するものではないとして「門前払い」がなされることとなった。最高裁のテーゼの下で、争点は、法が「一般消費者」の利益（＝不特定多数者の公益）を保護するのみか、「一般」ではない個別の利益まで保護しているか、両者の判別ということになる。「一般」か「個別」かという区分は極めて相対的であるが、最高裁のように、「一般」であるとして当事者適格を否定してしまうと、消費者保護という政策目的による食品表示規制について、本来の規制目的であったはずの消費者は全く救済手段を失うことになる。処分の相手方は不服がないのであるから、行政不服申立てによるチェックは全く機能しない。主婦連ジュース訴訟判決は、公法領域における現代的な紛争状況の下で、原告適格が狭小に解される判例法の原点というべきものである。

なお、上述のように、主婦連ジュース訴訟は、行政不服申立ての当事者適格に係る問題であり、法文上は「不服がある者」の解釈である。行政過程での紛争処理手続であるので、「法律上の争訟」の解釈や、権力分立の問題も発生しないし、行政裁量に踏み込んだ不当の審査も可能である。それにもかかわらず、最高裁は、客観的争訟が拡大することに強力な歯止めをかけようとしたことがうかがわれる。その当否は別にして、そうであるからといって、国民の権利利益の司法的救済の可能性を著しく妨げる、あるいは妨げる要因となるような解釈論が正当化されないこともまた、明らかである。必要なことは、「一般」か「個別」か、不特定多数か否かという水掛け論ではなく、具体的紛争状況に応じて、個別の利益を発見し、司法的救済の漏れをなくするための議論なのである。

5 改正法の基本的考え方

今回の法改正にあたり、行政事件訴訟法9条1項については、昭和37年

法(旧9条)がそのまま維持されている。行政訴訟検討会では、「法律上の利益を有する者」という文言について、これを変更すべきである(たとえば「法律上の利害関係を有する者」に変更する)という強い意見が出されたものの、結果的に現状維持とされた。法9条1項が変更されなかったこととの関係で、いわゆる「狭義の訴えの利益」の問題となる同項のかっこ書きの部分についても、変更されていない。さらに、法10条1項についても、法改正はなされていない。

他方、今回の法改正で、行政事件訴訟法9条2項が新設された。これは、取消訴訟の原告適格について、「法律上の利益を有する者」という文言は変更しないものの、行政処分の相手方以外の第三者について「法律上の利益」を有するか否かを判断する際の解釈指針を明示し、「法律上の利益」の有無を判断する場合の考慮事由を法定することにより、実質的に原告適格の範囲を拡大しようとするものである。すなわち、ある行政処分についてどの範囲の者が原告適格を有するのかという解釈がなされる場合に、裁判官のとるべき解釈方法を指示するとともに、裁判官が必ず考慮しなければならない要素を法定するものである。新しい行政事件訴訟法の下で、原告適格の判断については、単なる解釈論としてではなく、法規範として法定された考慮事項(必要的考慮事項)に照らしたテストが常に要求される。これにより、取消訴訟の原告適格の範囲について、裁判所の運用上、実質的な拡大がはかられることが期待される。

法9条2項は、まず、この解釈指針が、「処分又は裁決の相手方以外の者」について、法9条1項の「法律上の利益の有無を判断する」場合に適用されることを定める。これは、行政処分の直接の名宛人以外の第三者の原告適格について、特に必要的考慮事項を定めることにより、原告適格の実質的拡大を図るとする趣旨を示している。

次に、法9条2項は、「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」、①「当該法令の趣旨及び目的」を考慮すること、②「当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」を考慮することを定める。そして、①の場合につき③「当該法令と目的を共通にする関

係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌する」こと、②の場合につき④「当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案する」こと、が定められている。したがって、法9条2項は、次のように分析することができる。「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」という全体にかかる解釈指針があり、①「当該法令の趣旨及び目的」と②「当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」という2つの考慮要素がある。そして、2つの考慮要素のそれぞれに対応するかたちで、③「目的を共通する関係法令」の趣旨・目的の参酌と、④処分が違法になされた場合に「害されることとなる利益」の内容・性質、侵害の態様・程度の勘案という、2つの判断手法が組み合わされている。

法9条2項の構造は、全体的解釈指針があり、その下に、2つのペアをなす考慮要素と判断手法という計4つの必要的考慮事項がある、というものである。以下、順に解説する。

6 全体的解釈指針

全体的解釈指針である「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」という部分は、どのような意味を持つのであろうか。

ある法律を解釈するにあたって憲法を含む法体系全体に目配りをすべきことは当然であり、全体的解釈指針は、当然のことを確認的に記したようにも見える。他方で、この全体的解釈指針も、当該法令の解釈から離れた判断を行うという趣旨ではなく、同項の定める必要的考慮事項を適切に踏まえつつ、当該行政法令を解釈するという趣旨であろう。結局のところ、この解釈指針は、取消訴訟の原告適格の範囲について、個別の事案の紛争状況を精査せずに条文上の仕組みのみの操作による狭小な解釈方法を明文により戒め、従前の判例法の解釈よりも実質的に拡大することを担保する、という趣旨と考えられる。

→ 山崎潮政府参考人答弁（衆議院法務委員会・平成16年4月27日）。（「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」という表現について）「まさにこれがキーワードでございまして、今まで私ども、こういう条文をもうけることについていろいろ検索をいたしましたけれども、こういう、文言によることなくという表現というのはなかなかさそうは見つからないわけでもございまして、これは相当重いものというふうな理解をしていただきたいと思います。」

行政訴訟検討会の「考え方」では、「法律の形式・規定ぶりや行政実務の運用等にとらわれず……原告適格が広く認められるために必要な考慮事由を規定する」という表現であったところ、改正法の文言は、「法令の規定の文言のみによることなく」というかたちで、さらに明快に趣旨を明らかにするものとされた。

そこで、もう少し具体的に、「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」という全体的解釈指針の趣旨につき考察する。

処分の根拠法令の文言を重視した原告適格の解釈をとった例として、長沼ナイキ基地訴訟判決（→35頁）がある。同判決は、森林法に基づく保安林指定解除処分の取消訴訟における周辺住民の原告適格について、森林法上周辺住民が保安林指定解除処分につき手続的に関与する法的仕組みがあること、当該処分については同法の沿革上利害関係者の行政訴訟の提起を認めた規定があったことなど、森林法の具体的な規定を手掛かりにこれを肯定した。その後、森林法に基づく林地開発許可の取消訴訟における周辺住民の原告適格については、保安林指定解除との法的仕組みの相違を根拠として、林地開発許可制度については、森林法上、周辺住民が許可処分に手続的に関与する規定がないことを理由に、これを否定する裁判例が見られた。しかし、最高裁（最判平成13年3月13日民集55巻2号283頁）は、森林法に基づく開発許可処分の取消訴訟において、土砂の流出または崩壊、水害等の災害により生命、身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域

に居住する者に原告適格を肯定した。ここで、最高裁は、森林法の明文の規定のみに根拠を求めるといふ判断手法を否定し、周辺住民の生命・身体等の被害が許可処分の考慮要素と解釈されるという解釈を採ったのである。

長沼ナイキ基地訴訟判決は、森林法の規定を手掛かりに「法律上の利益」の限界を画そうとしており、そのこと自体は原告適格を拡大する手法なのであったが、この手法を逆に「法律上の利益」の範囲を狭める方向で用いることは、新しい9条2項の下では、許されないことになる。

また、行政処分の根拠法令が、原告適格の有無を判断するための手掛かりを用意していない場合がある。たとえば、道路法上の道路廃止処分について道路利用者が取消訴訟を提起したケースで、道路法上道路路を利用する者の権利について言及がないことから、直ちに道路利用者の原告適格を否定するといった解釈論は適切ではない。さらに、法定外公共用物の用途廃止処分について同様の争いが提起された場合、処分の根拠法令は国有財産法であり、利用関係を規律する公物管理法でないことから原告適格が一切否定されることは適切ではない（→50頁）。

column 小田急高架訴訟・東京地裁判決

いわゆる小田急高架訴訟の第1審判決（東京地判平成13年10月3日判時1764号3頁）は、都市計画法に基づく都市計画事業事業認可処分の取消訴訟において、事業の実体から鉄道事業認可と付属街路事業認可があいまって1つの事業を形成するとし、認可に係る事業の対象土地全体を1個の事業地と考え、同事業地内の不動産につき権利を有する者は認可全体について原告適格を有すると判断した。これに対し、控訴審判決（東京高判平成15年12月18日判例地方自治249号46頁）は、原審の考え方を退け、事業地としての一体性を否定し、個々の認可の法的効果を受けるかどうかを基準に原告適格を判断するという手法を採った。この東京地裁判決の解釈手法は、処分の根拠法令の文言による解釈を飛び越え、紛争の実質という観点から原告適格を画そうという斬新なものであった。

新しい行政事件訴訟法9条2項のいう「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」との解釈とは、上記の地裁判決の判

断手法を後押しするものであろうか。この点、新法でも従前の処分要件説（⇒33頁）の構造が維持されたことから、個別の事業認可を一体的に捉えるという東京地裁判決の手法がストレートに導けると考えられるのは難しい。議論の方向性としては、同項による必要的考慮事項の解釈となり、第3の考慮事項により、横断的規制法である環境影響評価法を解釈に取り込み、環境への影響を認可の際の考慮要素とした上で、認可処分において法的に利害調整が必要な者の範囲を拡大する、あるいは、第4の考慮事項により、違法な高架化によって侵害される利益の重大性に着目して原告適格を拡大する、ということになる。

7 必要的考慮事項（その1）

第1の必要的考慮事項は、行政処分の根拠となる法令の「趣旨及び目的」を考慮要素とすることである。およそ、法解釈をするにあたって、当該法令の趣旨・目的を考慮することは、当然である。ここで必要的考慮事項として明記されたのは、当該処分の法的仕組みのみを表層的かつアトホックに解釈して結論を導くという悪しき「仕組み解釈」を戒めるという点で、意味がある。行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益」の有無を判断する場合に、行政処分の根拠法令の保護する利益の範囲を解釈する、あるいは、当該処分の処分要件として原告の主張する利益を考慮すべきとされているか解釈することが必要になるが、その際に、法令の表層的解釈のみから結論を導くことがあってはならない。

昭和37年法の下で、最高裁の判例（もんじゅ訴訟など）は、この第1の必要的考慮事項と、第2の必要的考慮事項を、一体のものとして提示していた。新法の解釈論上も、両者は必ずしも切り離して扱うべきものではなく、根拠法令上、行政処分の処分要件としてのどのような利益を考慮されるべきかを解釈する場合に、法令の趣旨・目的にさかのぼることが要請されることになる。たとえば、法令上、技術基準というかたちで処分の要件が法定されている場合であっても、当該法令の趣旨目的にさかのぼって当該規制システムが守ろうとしている利益を解釈し、それが原告の生命・身体・財産といった重要な法益と関わっているのであれば、原告適格を認めるこ

ことになるであろう。

また、第1の考慮事項（考慮要素）は、第3の必要的考慮事項（判断手法）を導き出すという意味を与えられている。実際の裁判所の判断プロセスとしては、「当該法令と目的を共通にする関連法令」を拾い上げた上で、トータルに法令の趣旨・目的を踏まえた、「法令の規定の文言のみに」よらない解釈が要求されることになる。

8 必要的考慮事項（その2）

第2の必要的考慮事項は、「当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」を考慮要素とすることである。

昭和37年法の下で、もんじゅ訴訟判決以降の判例法では、仮に違法な処分がなされて、その結果事故や災害が生じた場合に被る可能性のある被害の性質を考慮し、当該被害（被侵害利益）について、根拠法令が個人個人の個別的利益として保護していると解釈されるか、という手法を採用しようになった。第2の必要的考慮事項は、このような近時の判例法の解釈手法を、明文で取り込んで立法化したものである。

すでに説明したように、通説・判例による法律上保護された利益説では、行政処分取消しを求め第三者が主張する被侵害利益が、行政処分の根拠法令上、行政庁が当該処分をする際の処分的利益として保護されているのか、判別するときに、それが個人個人の個別的利益として保護されているのか、判別するという手法がとられていた。そして、これまでの判例法では、被侵害利益が、生命・身体・身の安全であったり、特定できる範囲の財産権であったりする場合に、原告適格を認める傾向を示していた。

法9条2項において、第2の必要的考慮事項が明示されたことは、この判例法の傾向を確認するとともに、被侵害利益の内容・性質に関する考慮が裁判官に義務付けられることによって、紛争の実質から切断された表層的な法令解釈によって訴えの入り口を閉ざすのではなく、具体的事案において国民の権利利益の実効的救済を確実にする訴訟運用が担保されることになる。

他方で、法9条2項による必要の考慮事項の法定は、従前の判例法の結論を固定化するという趣旨でなく、従前の判例法に見られた厳格で狭隘な解釈を否定するという趣旨である。したがって、今後は、従前の判例法を乗り越え、紛争として成熟し、「法律上の争訟」であると認められるべきケースについて、原告適格の範囲がより柔軟に運用され、比較法的スタンダードに一步でも近づくような裁判実務の展開が期待される。

なお、第2の必要の考慮事項は、第4の必要の考慮事項を導き出すという位置づけになっており、第2と第4の考慮事項は、考慮要素とその判断手法という結合関係を与えられている。上述したように、第2の必要の考慮事項は、理論的に見れば、行政処分の根拠法令上、処分要件（考慮要素）と解釈できる事由を手掛かりに原告適格を判定するのであり、法律上保護された利益説（処分要件説）の採る解釈技法を敷衍したものであり、この点で、従前の判例・通説を実定法化したものである。他方で、これと結合関係にある第4の考慮要素において、第三者の被侵害利益の内容・性質、侵害の態様・程度を考慮するということは、紛争の実質から原告適格の範囲を画する手法という側面があり、法律上保護に値する利益説との親和性がかがわがせる部分がある。この点について、新しい行政事件訴訟法の下で、理論的な検討が深化されることが必要になる一方、法律上保護された利益説と、法律上保護に値する利益説の対立を引きずるからちで、必要の考慮事項に関する解釈運用が硬直化することがあってはならない。第2、第4の必要の考慮事項のペアについては、取消訴訟の原告適格を実質的に拡大し、今後の新しい原告適格論の出発点となることが期待される。

9 必要の考慮事項（その3）

第3の必要の考慮事項は、「当該法令と目的を共通にする関係法令」の趣旨・目的の参酌であり、第1の必要の考慮事項（考慮要素）を判断する際の判断手法というかたちで、位置づけられている。

「当該法令と目的を共通にする関係法令」の参酌という考慮要素が、新濠空港訴訟最高裁判決に由来することは明らかである（→47頁）。この考慮

要素については、全体的解釈指針と同様、そもそも実定法解釈にあたって、憲法上の要請を含む体系全体を考察することは当然であり、当然のことを確認的に条文化したと見ることでもできよう。しかし、国民の権利利益の実効的救済のため、取消訴訟の原告適格を実質的に拡大するという立法者意思から、この必要の考慮事項についても、より積極的な位置づけが必要とされる。

「当該法令と目的を共通にする関係法令」の具体例として、改正法の国会審議において、政府側は、環境影響評価法を挙げている。すなわち、公共事業に係る行政処分につき周辺住民が取消訴訟を提起して争う場合に、一定の範囲の事業について、当該事業に係る免許・許可・認可等につき環境への悪影響を考慮要素とする横断的立法である環境影響評価法を関係法令として参酌することにより、環境悪化により被害を被る周辺住民につき「法律上の利益」を認めることが可能になるとされる。

行政訴訟検討会（26回）においては、公有水面埋立法（埋立免許・竣功認可）や都市計画法（事業認可）の関係法令として環境影響評価法が例示されたほか、航空法（事業計画変更認可）の関係法令として、航空機騒音障害防止法と特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法が、また、道路法（路線指定・認定、道路区域変更）につき幹線道路の沿道の整備に関する法律が、それぞれ関係法令として例示された。

以上のようないしから、第3の必要の考慮事項の趣旨は、個別の行政処分の際に行政庁が法令上考慮しなければならぬとされる要素（処分要件）を拡大し、そのことによって原告適格の拡大を図ることである。

➡ 堀野宏参事人答弁（衆議院法務委員会・平成16年5月11日）。「第三者の原告適格の問題となるような処分というのは……当該第三者との利益調整が法の趣旨、目的の中に含まれている。つまり、第三者への考慮というものが処分要件とされている場合でありますので……関係法令としてはずまず目的を共通にするものが想定されますので、そのことを……必要の考慮事項として定めたものである。」「仮に裸のまま関係法

令といたしますと、関係法令とは何かというこれまたいろいろな解釈問題が生じて、かえって……うんと狭いということにもなりかねない。」「ただ、目的を共通にする関係法令について定めているのも、原告適格の実質的拡大を配慮したものでございますので……これを限定的に解する必要は毛頭ありません。」

係争となった行政処分根拠法令について悪しき「仕組み解釈」によることなく、具体的な紛争状況を踏まえて法体系全体を解釈し、「法律上の争訟」として司法的救済を果たすべき事案につき原告適格を認めるという趣旨であれば、この必要的考慮事項は有意味であろう。また、そうであれば、「当該法令と目的を共通にする関係法令」の範囲について形式論的に狭く解することは、それこそ悪しき「仕組み解釈」に逆戻りするので、厳に戒められなければならない。「目的を共通にする」か否かといった新たな解釈問題が持ち込まれるのであれば、今回の法改正の趣旨全体に合致しないであろう。筆者は、環境影響評価法や航空機騒音障害防止法をピックアップして必要的考慮事項の具体例とする論法について、悪しき「仕組み解釈」に逆転する危惧を感じる部分がある。原告適格の実質的拡大のため、憲法を含む法体系全体を踏まえ、かつ、個々の行政法令の文言のみにとらわれない適切な解釈論の展開が望まれる。

10 必要的考慮事項と「3判例」

以下に紹介する3つの最高裁判決は、新しい行政事件訴訟法9条2項に定められた必要的考慮事項のうち、第1、第2、第3を導いたと思われるものである。伊達火力発電所訴訟判決は、行政法規の明文の規定のみでなく法律の合理的解釈から導くことを、新潟空港訴訟判決は、当該処分の根拠法令と目的を共通にする関連法規を視野に入れて解釈することを、もんじゅ訴訟判決は、仮に事故が発生した場合の被害の性質を考慮して根拠法令を解釈することを、それぞれ述べている。特に、もんじゅ訴訟判決の一般論は、新法の必要的考慮事項に強い影響を与えていることが分かる。

判例2 伊達火力発電所訴訟判決（最判昭和60・12・17判時1179号56頁）

公有水面埋立法に基づく埋立免許・竣功認可の取消訴訟について、周辺で漁業権を有する者の原告適格が争われたもの。

「処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たり、右の制約に違反して処分が行われ行政法規による権利利益の保護が無視されたとする者も、当該処分の取消しを訴求することができる」と解すべきである。そして、右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるものではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである。」

判例3 新潟空港訴訟判決（最判平成元・2・17民集43巻2号56頁）

新潟空港の周辺住民が、運輸大臣が日本航空に対して行った同空港発着の定期航空運送事業免許の取消訴訟を提起したもの。最高裁は、空港周辺住民の原告適格について、次のように判示した。

「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるかどうかによって決すべきである。」

結局、最高裁は、原告適格の判定にあたり、定期航空運送事業免許の根拠法である航空法に加えて、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律を含めた解釈を行い、社会通念上著しい騒音被害を被る周辺住民につき原告適格を認めた。

判例4 もんじゅ訴訟判決（最判平成4・9・22民集46巻6号571頁）

高速増殖炉「もんじゅ」の周辺住民が、内閣総理大臣が、動力炉・核燃料開発事業団に対して行った原子炉設置許可の無効確認訴訟を提起したものの。最高裁は、周辺住民の原告適格について、次のような判示をした。

「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人

の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。」

判決は、上記の一般論を受けて、原子炉等規制法が許可条件として定める技術的基準について、原子炉事故がもたらす災害による被害の性質を考慮したものであり、「単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」とした。

11 必要的考慮事項（その4）

第4の必要的考慮事項は、違法処分がなされた場合に「害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」の勘案である。

これは、昭和37年法下の判例法において見られた、原告適格の判断における被侵害利益の要素の考慮とは、別次元の考慮事項と解することができる。たとえば、もんじゅ訴訟の最高裁判決は、許可手続が違法であった場合に重大な事故が生じる可能性があり、その場合、原子炉施設の近くの住民につきその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されることを述べているが、それは、あくまでも、許可の法的仕組みにおいて当該住民の生命、身体の安全等が個別的利益として保護されていることを導くための要素となっているに過ぎない。このようなかたちの被侵害利益の考慮は、新しい行政事件訴訟法9条2項では、第2の必要的考慮要素によって十分反映される。この第4の必要的考慮事項（判断手法）は、行政処分が根拠法令に違反して行われる場合を仮定し、そうするとどのような利益が侵害されることになるかを一旦視界に入れた上で、その侵害される利益の内容・性質や、その利益が害される態様・程度という角度から、改めて当該処分において考慮されるべき「法律上の利益」の有無を判断するという解釈プロセスを必ず要求するということである。すなわち、違法

な行政処分の結果としてマイナスの影響を受ける法的利益について幅広く考慮した上で、改めて当該法的利益の内容・性質、侵害の態様・程度の点を考慮し、原告適格の範囲について限界線を画するという、解釈手法が必要的なものとして規定されたのである。

第4の考慮事項が求める解釈手法について、従前の判例法には見られなかった全く新しいものの導入であるとは言えず、里道供用廃止事件（⇒50頁）における最高裁の判断枠組みは、この解釈手法に従ったものと見ることも可能である。しかし、第4の考慮事項が定める解釈手法が、裁判所が原告適格の判定を行う場合に必要的なものとして法定されたことは、今後の解釈運用上、非常に大きな変革をもたらす可能性がある。裁判所は、行政法令について抽象的な「仕組み解釈」のみによって結論を出すことは許されず、具体的な紛争状況に依り、原告側の「害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」の勘案から論理構築しなければならない。第4の必要的考慮事項は、紛争として成熟したもの、あるいは、「法律上の争訟」として掲げ上げるべきものを漏らさないように（憲法上、裁判拒否に当たらないように）、裁判実務が運用されるための手掛かりとなるべきものと考えられる。

第4の必要的考慮事項については、行政処分の根拠法令の保護範囲外の利益であっても、侵害利益の側に着目して原告適格を根拠づけると解釈できるのか、という問題がある。この点について、第2の必要的考慮事項（考慮要素）と結びつけた規定振りになっている以上、根拠法令の保護範囲として解釈できない利益までは拡大しないと解される。他方で、第4の必要的考慮事項において、利益侵害の態様・程度の問題が、当該行政処分の根拠法令から一旦は切り離されることは疑いない。そこで、侵害される利益の内容・性質が基本権侵害に当たるような場合、侵害の態様・程度と合わせるかたちで、憲法論を踏まえた根拠法令の解釈として原告適格を拡大してゆくことが可能になるのではないか。この点、ドイツ法では、基本権のみに基づいて原告適格が認められるのは、財産であれば「重大かつ受忍し難い」損害を受ける場合、営業であれば「存亡の危機に晒され、また

は壊滅する」場合であるとされる（山本隆司「行政訴訟に関する外国法制調査——ドイツ(FR)ジュリスト1239号112頁）ことが、参考になるだろう。

判例5 里道供用廃止事件判決（最判昭和62・11・24判時1284号56頁）

里道の付近に居住し、当該里道を利用していった者が、県知事による里道用途廃止処分取消訴訟を提起した。最高裁は、原告適格について、「本件里道が上告人に個別的具体な利益をなしているとして、その用途廃止により上告人の生活に著しい支障が生ずるといふ特段の事情は認められ」ないとして、これを否定した。

ここでの問題は、最高裁が、里道の利用者につき「特段の事情」があれば原告適格が肯定できるという趣旨の判示をしたことである。事件当時、里道は、公物管理法の存在しない法定外公共用物であり、個人の使用を法的に保護する実定法令は存在しなかった（用途廃止処分の根拠法である国有財産法、財産管理法に過ぎない）。また、道路等の公共用物を自由使用する利益は、当該道路等の供用の結果として受ける反射的利益に過ぎないと解釈するのが通常であった。すると、最高裁が、里道利用者に用途廃止処分の原告適格を認める可能性を開いたのは、法律上保護された利益で説明することができないのではないか、という疑問が呈されるわけである。

12 改革の意義

新しい行政事件訴訟法は、取消訴訟の原告適格について、「法律上の利益」の解釈が厳格・狭小にすぎたことを是正し、「法律上の利益」という概念が、取消訴訟の入り口を狭く限定する趣旨ではなく、個別の事案を処理する裁判官にとって、国民の権利利益の実効的救済を可能にするための開かれた概念であることを、解釈指針を法定することによって示そうとしたものである。今後、取消訴訟の原告適格を判定するにあたって、全体的解釈指針と4つの必要の考慮事項が明示されたことを通じて、具体的な紛争状況に対応した柔軟な解釈により、「法律上の争訟」であるにもかかわらず司法的救済が拒否されることのないような訴訟運用が期待される。行政訴訟検討会では、「法律上の利益」という概念について、事案に応

じた国民の権利利益の救済を可能にするための「オープンスペース」であるという説明がなされていたが、このような趣旨を踏まえた解釈運用がなされれば、行政訴訟の果たす社会的役割も充実したものになるであろう。

今回の改正法案の国会審議や、それに先行した行政訴訟検討会での議論において、取消訴訟の理論的な位置づけを明確にした上で、取消訴訟の制度設計に当たって訴訟要件として原告適格を法定するためのドグマティックを打ちたてようという方向性は見られなかった。検討会では、取消訴訟が形成訴訟であるのか、あるとしてそれをどう評価するか、といった議論が展開されたものの、どうして根拠法令の処分要件を厳密に解釈した上で取消訴訟の入り口を突破しなければならないのか、行政処分の適法性の問題は本案の問題なのではないか、行政処分により「重大な利益」を侵害された者という基準はなぜ不適切なのか、といった疑義について、理論的に何らかの解答を与えるような議論はなされなかった。また、今回の法改正は、法律上保護された利益説と法律上保護に値する利益説の理論的対立に「終止符」を打とうとする意図も見られない（塩野宏「行政訴訟改革の動向」法曹時報56巻3号17頁）。これらは、今回の改革が、国民の権利利益の実効的救済の実現という基本的スタンスのもと、従前の行政事件訴訟法9条の構造には手を加えず、その解釈に見られた「硬さ」を打ち破ることをターゲットとしたものであって、行政訴訟の制度本質的なレベルに踏み込んだ改革を先送りにしたことを示すものでもある。

新設された9条2項の趣旨は、行政処分の根拠法令上、処分要件として視界に入れるべき利益の実質的拡大を図るために用意されたものと見ることができ、昭和37年法下の通説・判例が採っていた「処分要件説」をベースにしていることが指摘できる。新法の国会審議や行政訴訟検討会の討論において、9条2項の解釈指針が、従前の判例法の現状固定化でないかという疑義が呈されていたが、理論的に見ると、この「処分要件説」の構造が維持されたことが問題であろう。その一方で、9条2項の定める第4の必要の考慮事項は、紛争の実質につき考慮しなければならないという点で、根拠法令上の処分要件に着目した解釈技法を用いるという従

来の傾向とは異なる傾向（法律上保護に値する利益説への親和的傾向）があるようにも思われる。いずれにしても、原告適格の実質的拡大という明確で強い立法者意思を適切に反映した運用がなされ、そこから、改めて理論的分析が再出発することが必要である。

➔ 園部逸夫参考人発言（参議院法務委員会・平成16年6月1日）。「改正されたい9条1項に、1項の解釈適用上の考慮要素として2項を新しく付加しておられますが、法律上の利益の解釈をめぐって、通説、判例の採用してきた法律上保護された利益救済説と、これに対する反論としての保護に値する利益説が対立しておりますが、2項を新設することにより、かえって法令解釈上の混乱をもたすことのないよう、両者が解釈上融合されて、行政訴訟特有の新しい原告適格理論が実務上形成されることを望みたいと思います。」

column 「みやげもの屋」論争

行政訴訟検討会では、あるお寺が文化財に指定されているとして、文化財指定の取消処分がなされた場合に、お寺の前の「みやげもの屋」が当該処分を争う「法律上の利益」があるか、という仮想事例（元は東京地判昭和30年10月14日行集6巻10号2370頁）につき議論がなされた。

この設例は、行政処分について、当該処分の根拠法令上、処分権を持つ行政庁が考慮すべきであるとして明文化されていない要素（処分要件に入っていないもの）を、原告適格の判定に際して考慮する余地があるのか、議論するために用いられた。およそ当該法体系で保護していない権利利益が侵害されたことと主張する原告について、行政処分の取消訴訟を提起する「法律上の利益」を認める余地があるのか、と換言されることもあった。そして、塩野宏座長は、この設例につき、みやげもの屋の利益のように、およそ当該法体系上、文化財指定処分の処分要件と解釈できないような事柄について原告適格は認められない、という結論を繰り返し強調している（行政訴訟検討会23回、同25～27回議事録を参照）。

「みやげもの屋」の設例は、原告適格に関する処分要件説のありようを端的に示すものであるが、処分要件説に対する次のような疑問を導くもの

でももある。「おおよそ当該法体系で保護していない」という言い換えは、結論の先取りではないか、取消訴訟の原告適格論において、訴訟要件（訴えそのものの適否）と実体要件（処分の違法性の要件）が完全に重なるがそうあるべきなのか、根拠法令の範囲を広げ、憲法を含む全法体系と拡大した場合に、「当該法体系」の範囲はどうか画されるのか、等々。

「処分要件の解釈」により原告適格が定まるという思考は、ドイツ法の保護規範説と類似する。しかし、日本法の解釈がドイツ法と同一でなければならぬ根拠はなく、他方で、ドイツ法における保護規範性の解釈は日本よりも広い。現時点で必要なことは、処分要件説に立ちつつ原告適格を拡大する解釈技術の開発であるとともに、さらなる改革に向けて、日本における取消訴訟の制度的意義を検討し、処分要件説それ自体の可否に踏み込んだ理論的検討を深めることである。

column 団体訴訟のゆくえ

諸外国においては、消費者保護法の領域において消費者団体、環境保護法の領域において環境保護団体について、団体訴訟が進展を見ている。また、これに限らず、NPOが特定の領域の公共的利益を代表するからたちで、行政処分について裁判所による適法性コントロールを求めるといった方法は、比較法的に広がりを見せつつある。翻って、日本の判例によれば、消費者団体や環境保護団体が、「法律上の利益」を侵害されたとして取消訴訟の原告適格を認められることは、極めて困難である。このような状況は早急に改められなければならないと思われ、今回の法改正において、団体訴訟について具体的な成果は見られなかった。

団体訴訟の制度構築を考えるに際しては、一定の団体について、①「法律上の争訟」の枠内で主観訴訟の一翼として訴訟の原告としての資格を与える、②「法律上の争訟」の枠を外れて客観訴訟の一翼として訴訟を提起する権能を与える、という異なる方向性がある。もちろん、①と②の両方を並存せよという選択肢もある。個人レベルで原告適格は認められるけれども、訴訟遂行の便宜のために団体訴訟という方法を用意すべきという問題と、個人レベルでは原告適格が認められないけれども、一定の団体に訴訟権を認めて行政訴訟を遂行させるという仕組みを作るべきという問題とを区別して論じなければならない。また、取消訴訟（抗告訴訟）の原告適格が十分に広がらないとき、それを埋め合わせるものとして、団体訴訟

を制度化する必要性が増すという側面がある。

このように、団体訴訟の問題は、取消訴訟の原告適格論とリンクする側面がある。しかし、行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益」という文言の改廃をめぐる行政訴訟検討会の議論がデッドロックとなった余波もあって、団体訴訟の制度創設に向けた突っ込んだ検討がなされなかつた。さらに、消費者団体や環境保護団体に訴権を付与することは、行政訴訟・民事訴訟を問わない問題であるし、行政事件訴訟の中でも抗告訴訟に限る問題ではない。また、団体訴訟の法制化にあたって、行政事件訴訟法において立法化すべき事項と、消費者法・環境法などの領域の個別法において整備すべき事柄との仕分けも必要になる。

消費者団体について団体訴権を認めるということは、消費者保護政策の見地から政府内部（内閣府の国民生活審議会など）でも別に議論されている。また、環境問題について環境保護団体やNGOが訴訟遂行できなないという「原告適格」論は、現代社会におけるグローバルスタンダードとは言えない。団体訴訟の整備について、早急に具体的な立法論が要請されている。

1-2 義務付け訴訟の法定

● 関連条文

(抗告訴訟)

第3条① この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

② この法律において「処分取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求め訴訟をいう。

③ この法律において「裁決取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求め訴訟をいう。

④ この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求め訴訟をいう。

⑤ この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づき申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求め訴訟をいう。

⑥ この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

1 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないうとき（次号に掲げる場合を除く。）

2 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づき申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないうとき。

(義務付けの訴えの要件等)

第37条の2① 第3条第6項第1号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないうことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

著者紹介

橋本 博之 (はしもと・ひろゆき)

1960年山口県生まれ。

東京大学法学部卒。現在、立教大学法科大学院教授。

この間、パリ第2大学、ハイデルベルク大学で客員研究員を務める。
専攻、行政法。

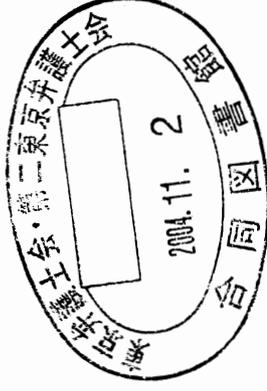
著書：行政訴訟改革 (弘文堂・2001)

行政法学と行政判例 (有斐閣・1998、渋沢・クローデル賞)

現代行政法 (有斐閣・2004、共著)

行政法 [第2版補訂] (有斐閣・2003、共著)

放送制度の現代的展開 (有斐閣・2001、共著)



解説 改正行政事件訴訟法

平成16年9月15日 初版1刷発行

著者 橋本 博之

発行者 鯉淵 年祐

発行所 株式会社 弘文堂

101-0062 東京都千代田区神田駿河台1の7

TEL 03 (3294) 4801 振替 00120-6-53909

<http://www.koubundou.co.jp>

装丁 青山 修作

印刷 港北出版印刷

製本 井上製本所

© 2004 Hiroyuki Hashimoto. Printed in Japan

◎ 本書の全部または一部を無断で複写複製 (コピー) することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター (03-3401-2382) にご連絡ください。

ISBN4-335-35285-9